

会 議 録

会 議 名	第34期小金井市公民館運営審議会第19回審議会		
事 務 局	公民館		
開 催 日 時	令和元年7月18日(木) 午前10時00分から午前11時42分		
開 催 場 所	小金井市役所第二庁舎8階801会議室		
出 席 委 員	國分委員長 渡邊副委員長 菅沼委員 雨宮委員 平野委員 吉富委員 酒井委員 杉山委員 畠山委員		
欠 席 委 員			
事 務 局 員	林公民館長 中川庶務係長 松本貫井南分館長 岡本緑分館長		
貫井北・東分館 事業運営受託者	NPO法人市民の図書館・公民館こがねい 村山分館長 鈴木分館長		
傍 聴 の 可 否	可	傍 聴 者 数	4名
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
会 議 次 第	<p>1 報告事項 ア 都公連委員部会運営委員会について イ 公民館事業の報告について</p> <p>2 協議事項 ア 小金井市公民館中長期計画について</p> <p>3 審議事項 ア 公民館事業の計画について</p> <p>4 その他について ア 公民館事業運営委託評価について イ その他について</p> <p>配付資料 送付資料 (1) 都公連委員部会運営委員会について (2) 公民館事業の報告 (3) 公民館事業の計画 (4) 令和元年度市民が作る自主講座(一般部門)(男女共同参画部門) (5) 貫井北センター、東センター事業運営委託評価 (6) 月刊こうみんかん No.495 (7) ひがしちょう空間 第39号</p> <p>当日配付資料</p>		

	(1) 公民館中長期計画 本館機能について (2) 公民館本館の機能、体制について (菅沼委員作成)
--	---

会 議 結 果

- 國分委員長 定刻になりましたので、第19回公民館運営審議会を始めたいと思います。今回で34期最終となりますので、よろしく願いいたします。
- 林公民館長 おはようございます。それでは、まず会議録の承認ということなんですけれども、通常なら事前に前回の会議録をお配りするんですけども、期間が短く事前送付できませんでした。今日配付になりました会議録関係については、庶務係長のほうから説明させていただきます。
- 中川庶務係長 おはようございます。よろしく願いいたします。
- 会議録ですけれども、第18回会議録をきのうまで修正がありましたらお願いするというふうをお願いしております、きのうまでにいただいた分については、本日机の上にお配りしたものに反映しております。ごらんになっていただいて、さらなる修正があれば、個別に中川にご連絡をいただければと思います。その方と私とで確認させていただいて、ご承認いただいたらホームページにアップしたいと思いますので、ちょっと今日はちらちらと見ながら、自分が指摘したところとかが直っているかどうか確認いただけたらと思います。
- 以上になります。
- 國分委員長 資料についての説明をお願いします。
- 林公民館長 では、庶務係長から説明させていただきます。
- 中川庶務係長 それでは、事前にお送りした資料の確認をさせていただきます。
- 今回、議事録が当日配付となりましたので、最初の送付資料（1）が菅沼委員作成の都公連委員部会運営委員会等についての資料になります。送付資料（2）が公民館事業の報告、送付資料（3）がA4、1枚で、公民館事業の計画、送付資料（4）がA3を折り畳んだ資料で、令和元年度市民が作る自主講座（一般部門・男女共同参画部門）の資料です。それから、月刊こうみんかん No. 495、ひがしちょう空間第39号をお配りしております。月刊こうみんかん No. 495は、前回の6月27日に配ったものと同じものになってしまいましたので、2度配付してしまったものになりますが、ごらんいただけたらと思います。
- 本日配付した資料になります。まず、番号が振っていないんですけども、第18回会議録になります。当日配付資料（1）が公民館作成の公民館本館機能について、当日配付資料（2）が菅沼委員作成の、同じく公民館本館機能について、それから、A4横の表で、平成30年度公民館事業の応募率・参加率の状況調査の再配付のものになります。
- 失礼しました。事前にお配りした資料の中に、抜けておりましたが、貫井北センター、東センターの事業評価のまとめが入っております。
- 資料抜けている方、いらっしゃいますでしょうか。
- 以上になります。

1 報告事項

ア 都公連委員部会運営委員会について

國分委員長 それでは、議題1、報告事項に移らせていただきます。都公連委員部

菅 沼 委 員

会運営委員会についての報告、菅沼さんです。お願いします。

送付資料（1）を見てください。簡単にやります。

第4回委員部会が7月2日にありました。それから、下のほうに、東京都公民館研究大会企画委員会が7月4日にありました。その2つの報告です。

委員部会運営委員会のほうはトピックスだけ書いてございまして、次第の中で第1回委員部会の研修会を、裏のページですが、9月7日に行うというチラシがあります。これを今募集中ですので、できるだけ多くの方に参加していただきたいと思います。場所は小金井市市民会館萌え木ホール、9月7日14時から16時まで。テーマは、「公民館の活性化、若者に魅力ある公民館にするには」ということで、千葉大の越村非常勤講師を招いて行います。今受け付け中ですから、よろしく願いいたします。

表紙に戻りまして、情報交換テーマ①「公運審の役割」については、委員部会で、せっかく各種委員が集まっているので情報交換をやりましょうということ、10項近くテーマを決めました。そのうちの1番目ですが、公運審の役割ということ、先ほどのチラシの次に5、6ページぐらいの資料を入れてあります。それで、こういう資料ができましたので、皆様には配付しようということ、右上にページがありますけれども、4ページです。公民館運営審議会の役割についてということからが本文になるんですが、公民館運営審議会の役割というのは社会教育法ではどういうふうになっているか、それから、各市がどんなことをやっているかという基本資料を昨年調べました。都公連加盟市の過去10年間の公運審からの答申、提言のまとめ、都公連加盟市平成29年度1年間の公運審の議題一覧表ということ、各市が何をやっているかというのを大体調べて、あといろいろと意見交換をしました。

細かいことは飛ばしますが、5ページ目の1番上に、公運審委員としての基本認識と目指す姿、ここだけをちょっと説明しておきます。

公民館活動は減退傾向にあり、市民の一部しか公民館に関心がない、公運審はほとんど市民に認知されていないという声も聞こえる。このような状況の中で、公運審は従来のごとく公民館事業の企画、実施についての審議、公民館長の諮問に応じるという受け身の活動から、行政の社会教育施策に市民の代表として市民目線から目的意識を持ち、積極的に関与し物申すことが大切。一言で言えば、市民と公民館をつなぐパイプ役、住民の意思を公民館運営に反映させるという意識でもって公運審は活動すべきじゃないかというのが各市の公運審のまとめです。このためには、公運審委員の資質を高め、日ごろの研さんが大切である。また、都公連、公運審の活動のPR強化対策も必要であると。

あとは、それぞれの委員から述べられた、こんなふうにしていったらいいんじゃないのという提案を書いております。後ほど読んでください。

こうすることで、一度委員部会として公運審の役割をまとめました。

表紙に戻りまして、次第（４）ですが、情報交換テーマの②は、指定管理制度、受益者負担の論理について勉強しようということで、８月２７日、これは貫井北公民館の学習室で１５時から１６時にあります。都公連の顧問、元国分寺公民館長の荒井さんに１時間ぐらい説明をしていただきます。関心のある方は、中川さんのほうに言ってください。席の関係もありますので、傍聴として参加されるのであれば、参加していただきたいと思います。

それから、あと、令和２年公民館研究大会企画委員会、これは来年２月の公民館研究大会をどうやっていくかという企画委員会です。

一応先ほどの公運審の役割の最後、後ろに１枚ついていますが、この研究大会のメインテーマは、「公民館の役割再発見 ～新たなひろがりを目指して～」ということで、課題別集会在４集会ありますが、それを開いて、基調講演、課題別集会在やろうということで、今、課題別集会のテーマをいろいろ議論しているところです。委員部会からは、今年の、「公民館講座受講後の展開～学びを活かして活動するには～」のパート２をやったらどうかとか、地域に根差した公民館活動の展開のために、市民力、リーダー、学習支援コーディネーターなどの人材育成が必要だろうと。このために、以下のようなテーマを挙げてやってみたらどうかとか、こんなことを議論しているところです。いずれまとまりましたら、また報告いたします。

國分委員長

ありがとうございました。９月７日の件は小金井でもありますので、なるべく出席して。一応事前申し込みという感じで中川さんのほうにお願いすればいいですか。

林公民館長
中川庶務係長

はい。

９月７日、萌え木ホールで第１回研修会が開催されますので、お近くでもありますので、足を運んでいただけたらと思うんですけども、８月９日まで受け付けておりまして、１１市に広く通知しているものですので、先着順という感じになっているんです。出席できるという方は中川までご連絡をください。今、この場で、出席するという方はいらっしゃいますか。

國分委員長
中川庶務係長

一応私は出席。

ちょっとお待ちください。まず國分さんと、渡邊さんと、酒井さん。ありがとうございます。

國分委員長
中川庶務係長

随時またお願いします。

お願いいたします。

國分委員長
菅沼委員

菅沼さん、ありがとうございました。質問等ありますか。

畠山さんから、前、受益者負担とか指定管理制の話が言われているので、もしよければ、この８月２７日に参加されたら内容が聞けると思います。

國分委員長

さっき説明がありましたけれども、この８月２７日も、皆さん出られたらお願いします。

國分委員長

８月２７日午後と９月７日午後、ご予約なるべくつくって出席してく

ださい。

イ 公民館事業の報告について

國分委員長 それから、一応質問がなさそうなので、次に移ってよろしいですか。公民館事業の報告に移らせていただきます。

林公民館長 じゃ、館長のほうから、今日は事業係長が欠席になっておりますので、私がかわりに説明いたします。

お手元の送付資料（２）です。公民館事業の報告をごらんください。今回は本館１件、貫井南分館１件、緑分館１件、貫井北分館３件の報告となっております。それから、本日配付しました昨年度の参加率の関係で、緑分館から説明させていただきます。

岡本緑分館長 緑分館岡本です。以前事業の参加率についてお配りさせていただいたところですが、先日、事業のまとめを最終的に作りまして、中身と全体の整合をとったところ、以前お配りしたものは全部の事業が網羅されていなかったのので、改めて３０年度の全事業について確認し、応募率などについて出し直させていただいたところになります。

ただ、事業のまとめに載ってはいませんが、こちらに載っていない事業も幾つかございます。例えば定員が記載されていないもの、もしくは定員の考え方が新しい人だけの定員ということで、既存の方々は定員の枠から外れてしまっている事業など、参加率、応募率を出すことが難しい事業については、こちらに記載はしておりません。なので、一応今、案としてこちらを出させていただいておりますので、事業の傾向について参考にごらんいただければと思います。

また、以前もご説明させていただきましたが、応募率が高いから、その事業が人気だということとはなかなか一概に言いづらいというのが今回まとめたところによくわかりました。理由は、定員が少ないところについては、応募率はやはり高くなってきますけれども、逆に定員が多いものについては応募率がどうしても下がってしまう。でも、実際には参加された人数で考えると、定員の多いほうが多かたりすることもございます。また、応募率はよくても参加率が低い事業もございます。そういったところも含めて、今後公民館事業を検討する際に我々も資料として使っていきたいと思っておりますので、ぜひ参考資料としてごらんいただければと思います。

以上です。

國分委員長 ありがとうございます。質問ありますか。

菅沼委員 私、いつもこの公民館事業のまとめが出ると、岡本さんがつくったこういう表の左側を全部つくるんですよ、自分で。いつも私は何をやっているのかなど。事業係からこういう資料をつくってもらうと、非常にうれしいなど。毎年きちんとこういう活動結果をまとめるのは大事なことなので、今後ともお願いしたいなと思います。よろしく申し上げます。

國分委員長 ありがとうございます。よろしいですか、あと。

吉富委員 じゃ、１つよろしいですか。

國分委員長 はい。吉富先生。
 吉富委員 このまとめていただいた参加率は、前回もお話したんですけれども、人気の講座を見るという意味も元々はありましたが、定員の設定を見直すという意味で活用できると思っています。そういう意味では調整できそうなものとか見つかりましたか。
 岡本緑分館長 定員が少ないものは、部屋の広さの問題もありまして、調理とかですとどうしてもテーブルの数、実施する部屋の場所によって30人以上は厳しいとかいうのもあるので、応募率が100%を超えてはいるけれども、定員が増やせない事業も実際にはあります。
 吉富委員 逆に多く設定し過ぎというのはあると思うんです。部屋の関係とか、作業が多いから少人数にするという設定はわかるんですけれども、多く設定し過ぎているというのは何かあるのでしょうか。
 岡本緑分館長 例えばですが、本館の成人大学講座、学芸大学の大教室をお借りしてやるので、定員が200人ということになっている事業になります。これは学芸大学と連携して実施させていただいている事業ですが、定員200人に対して、今回54人ということで、応募率でいうと27%という、50%を切ってしまうという事業ではあります。ただ、講堂で学芸大学と協働でやっている事業なので…。
 中川庶務係長 すいません。本来事業係が担当なので、私の説明は補足ですけれども、この学芸大学の大教室はやはり大き過ぎたということで、今年度はもう少し小さい教室に変えているはずです。
 吉富委員 教室は幾つもありますね。
 中川庶務係長 はい。変えさせていただいているはずですよ。
 吉富委員 これは部屋の見直しとかで調査できると。
 中川庶務係長 そうですね。
 國分委員長 ほかによろしいですか。

2 協議事項

ア 小金井公民館中長期計画について

國分委員長 それでは、次に移らせていただきます。協議事項、小金井市公民館中長期計画について、まず中川さん。

中川庶務係長 それでは、本日はずっと検討してまいりました公民館本館機能のことについて、今回が34期の最後ということもありますが、整理をさせていただきたいと思っております。

当日配付資料(1)をごらんいただけますでしょうか。前回お配りしたものと同一内容もありますし、少し変えた内容もありますので、説明させていただきます。

公民館本館機能についての1、公民館本館機能のあり方について(再確認)のところがございます。これは第18回のお配りしたもので、内容としては以前からお配りしているものと同じ内容になりまして、ここについては多分皆さん、公民館のこれからのあり方ってこういうものだよねということで同意していただける内容かなと思います。い

ろいろな課題が今現在、公民館にはあるけれども、それらを解消しつつ、かつ、今後公民館というものを継続していったって、地域課題解決学習の中心的役割を果たすような組織として生まれ変わるためには、必要なことはこういうことだよねというのを整理した図になります。

それぞれの課題についての解決案として、今現在の本館ではなくて新庁舎に職員が移って、そこにミーティングスペース等を整備していくことを目指して、地域課題解決学習の地域づくりの核になるということを目指したいということになります。

2番の公民館本館機能と活動場所の確認についてのところですよ。下に文章が残ってしまっているんですけども、それは削除しておいてください。すいません。これは前回お配りした図を再度整理させていただいたものになりますので、内容は変わっていないんですけども、まず、活動場所としては、1、現本館、2、貫井南分館、3、東分館、4、緑分館、5、貫井北分館の5つの館があります。かつ、新庁舎・（仮称）新福祉会館ができたときには、新福祉会館の多目的室を公民館の利用者の方も活動場所として使っていただけるということで、これが新しい活動場所として追加されると。1でまとめたように、職員が新庁舎に移ることによって、公民館の本館機能として地域課題解決学習に取り組むわけですけども、公民館の本館機能についても、少し具体的に見ていきますと、そこには職員がいて、館長をはじめとして庶務係、事業係がいて、市内にある公民館の全体の統括も行っている状態、それから、庁舎に移る最大の目玉の1つである関連部署との連携も推進していくことになる。

今現在、公民館本館で担当しております公民館の主催事業については、回数とか量とかも全て引き継いで、新福祉会館の多目的室を使ったり、あるいは現本館を使ったりして実施する予定であると。これについては行政使用で場所は確保されているということですので、回数が減る心配はないということになると思います。

それから、あとは庁舎内にミーティングスペースを設けたいと考えておりまして、こちらはどのようなものかということ、来ていただいたら職員と利用者が気軽に打ち合わせできるようなオープンスペースです。一方、こちらについては他課と共有で、市民の方だけで利用することはできないけれども、時間の予約等なしにふらっと来ていただいて使うことができる、公民館の現在のロビーのような使い方をイメージしております。

それから、あと会議室です。こちらでも企画実行委員会等についてはその会議室で行うこともできます。ただ、この会議室も他課と共有であったりして、貸し出し機能はついていない、市民の方だけで時間を指定して予約して使うことはできないというものになります。

以上、ここまで何回か審議会で確認させていただいた内容かと思えます。

裏を返していただいて、ページの関係で裏に記載が飛んでしまってい

るんですけれども、現本館、こちらは市民の活動場所として、当面の間は維持したいと。なので、現在の公民館、本館を入れて5つあるわけですが、これが減るわけではないということになるかと思えます。新しく新福祉会館が建てば、その多目的室は新しい活動場所として追加でプラスして考えることができるかと思えます。

次のところが争点になっていたところと思うんですけれども、場所として、旧蛇の目工場跡地にできる新福祉会館ですので、旧福祉会館を使っているらっしゃった中町、前原町等の方も、そこを活動場所として使うことができるという整理をさせていただきたいと思えます。

次の3番のところが新たに加わったものになります。前回、新庁舎に移って、そこを活用していくのはよいでしょうと。今までずっと本館がどうなるかということを検討してきて、ここで一歩前進になるんだよねというところまではみんなで意識を共有できたところかと思うんですけれども、職員が本庁舎に移って、そのことを何と呼ぶのかというのが最後に残った課題になるかと思えます。

私のほうで表に整理させていただきました。残っているのは、庁舎に移ったところを果たして公民館と呼ぶのか、それとも公民館と呼ばないのかの2点になるかと思えます。

もし公民館と名づけた場合は、現本館については公民館の分室という名称になるのかということが考えられますが、想定課題として、あくまで庁舎内に移ったところは公民館の本館機能が移転しているという状態で、専用の場所ではないと。そういう場所を公民館と名づけることが果たしてできるのかという点が1点、それから、例えば平野委員とかからもご指摘があったと思うんですけれども、もし公民館と名づけると、やはり今までの公民館はずっとそうでしたので、場所が借りられるイメージがあるんじゃないかと。要するに、混乱を招くんじゃないかというご指摘があったかと思えます。

2番のところなんですけれども、公民館と呼ばなかった場合には、公民館課とか、公民館センターとか、あとは吉富先生のほうから戦略室とか、戦略企画室とつけたらどうかとか、雨宮委員から公民館本部とかいった名称の案をいただいておりますけれども、そういった今までとは違う名称で、組織としてそういう名称にすることが考えられます。

そういうふうにな名前をつけた場合には、新しい組織ができたんだなという印象は強くなるのかなと。そうすると、そこに行けば学習室があって、借りられるのかなというイメージは薄れるのかと思っております。2番を選択すると、今度は未定の状況で残ってしまっているのが、現本館の名称については何と呼んだらいいのか、いまだいい案が出てこないなので、これは要検討になるのかなと考えております。

ここまで、3番のところが課題として残るけれども、1番と2番について、皆さんで意識を共有させていただいて、公運審としてこういった内容について今後進めていきたいというふうなまとめさせていただいたらと考えております。

簡単に、こちらからの説明は以上になります。

國分委員長

ありがとうございました。もう一つ、案として菅沼さんのほうから提出しております資料について。

菅沼委員

当日配付資料（2）です。これを開いてください。毎回私は資料を出しておりますが、これは公運審の委員の皆さんができるだけ共通の場で議論できるようなベース資料を出しているつもりです。今日はこの当日配付資料、公民館本館機能についてということで、資料1、2、3を並べてあります。毎回ですけれども、私はこういう資料をつくったときには、公民館長と庶務係長と相談してある程度すり合わせをしております。ですから、今日ここに書いてある資料、内容は、全部すり合わせの結果だと。それについては國分委員長にも事前に説明してございます。そういうことで、私1人ががやがや言っているんじゃないよ、公運審全体でやっていることだよということをまず理解していただきたいと思えます。

次のページです。第18回、6月27日、前回です。公民館運営審議会での公民館本館機能についてのまとめ、前回いろいろな意見が出ましたので、それがどうまとまったのかというのを一回整理してみようというのがこの資料です。

1番、行政から出された案は、さっき話がありましたような、四角の中ですが、新市庁舎、新福祉会館に公民館本館の執務機能とミーティングスペース等を整備することを目指しますという一文があります。それから、公運審委員から出された案、これは私が出した案ですが、資料が3つあります。それを覚えていただいたらありがたいんですが、その中の案2を成案とするということで、公運審答申、これは前回出された答申を尊重して、公民館本館、休止中の本町分館問題、市民活動の場の不足を解消し、各地区に密着した活動を展開するため、中央地区、それから、あと各地区に4つの公民館、トータルで5館の公民館を置くという提案をしました。中央地区（新市庁舎内）に公民館を置き、公民館本部機能と中央地区、これは中町、前原町の公民館分館機能、この2つの機能をそこでやるんだと。本町2丁目15-11の施設は上記公民館と一体化して、公民館活動の場とすると、そういうふうに使いますよということをしました。

これに対して、前回の議論の議事録の中でまとめてみました。まとめるとこんなことかなというのが公運審としての結論かと思えます。行政から出された案は、以下の確認事項を確実に実行することを附帯事項として承認する。行政の案の公民館本館の執務機能とミーティングスペースとは、公民館本部機能と前原、中町地区公民館機能の2つを包含するものである、新市庁舎内に公民館本館機能の達成のためのスペースを確保する、スペース案は至急検討、別紙で書いてあります。市民が集い、職員と一体となって話し合いをするフリースペース及び課題抽出、準備会、事業の企画立案のための会議室等を置き、現本館の主催事業を継承する、講座の実施は新福祉会館の市民活動スペースで行う、新福祉会館

の市民活動スペースの機能、使い方については、別途検討する、新福祉社会館内に公民館本館を置く、本町分館を復活させるという意見も前回出ましたが、これについては活動場所等を確保して、公民館本館の分室とするというのが結論かと思えます。あとは、公民館本館の呼称、体制について、今後さらに検討するという課題が残りましたというのが前回の議論の整理です。

次のページです。一応、皆さんの理解のためにもう一度、ちょっとくどいんですが、公民館本館の新市庁舎・（仮）新福祉社会館の機能分担図に役割分担を書いてみました。公民館は社会教育の実践の場。左のほうで、市民が集い、職員と一体となって話し合い、課題抽出、企画立案をする場、これを新市庁舎内に設けます。それから、そういう企画立案をした講座を実施する場を新福祉社会館の市民スペースでやります。こういう分担になるのかなど。

新市庁舎内に、公民館本館を整備し、公民館本部機能と中町・前原地区公民館機能の2つを包含する。

公民館本館は、対話型職員の窓口とする。貫井北公民館分館のイメージ。

それから、公民館利用者が、気楽に訪れ、職員と話し合い、この中から市民が抱えている市民の悩み、課題を把握し、講座に結びつける。このためのフリースペースを設ける。これは次のページにイメージを書いておきます。

それから、準備会、企画実行委員会等、公民館主催事業の企画立案のための会議室を設置する。

こういうことと、新福祉社会館で講座の実施をするという2つの機能があります。

それから、ここには書いてございませんが、先ほどから言っております現本館がある本町の施設は本館の活動場所として使うということで、新市庁舎と新福祉社会館と今ある公民館の3つの場所が使えるということで、現状より非常に広がるなどという感じを持ってございます。

それから、あと、次のページですが、新市庁舎内フリースペース案に、公民館東分館1階フロアと、下に公民館緑分館1階フロアを書いてございます。

フリースペースのイメージ図ですが、前回、私は公民館緑分館のこの下のロビーを使ったらいいだろうという話をしたんですが、このロビーの面積が公民館緑分館は非常にわかりにくいんです。下の図をいろいろ見てみますと、公民館東分館の1階、入り口から中に公民館事務所と集会室の間にロビーがありまして、これが7メートル掛ける12メートル、面積は84平方メートルぐらいあります。フリースペースについてはこのぐらいのイメージのものを新市庁舎に置いてもらいたいなど、そういう案を今回提出します。

そんなことで、一応これをベースにして、先ほど中川さんがいろいろなされたのが出てきたと思うんですが、中川さんの資料の3番、今後の

検討を要する事項について。これは資料はありませんが、私は口頭で、この想定課題というのが非常にプアだなと。こんなことだけじゃないだろうと私は思っております。口頭で申し上げます。

1つは、この1、2を判断する材料は公運審の答申、5館体制を実施するというのが1つの大きな役割じゃないかと。そのためにどうするかということをやすべきじゃないかと。

それから、新庁舎に公民館本館を置いて、きちんと公民館本館という名前がそこにつけられれば、今の仮の公民館本館、あるいは休止中の本町分館は廃止してもいいんじゃないかと。現在ある本町の施設は公民館の活動場所として使えばいいんじゃないかと。

それから、あと、新福祉会館には関連部門というものが必ずあって、その下に何とかセンターというものが9つあります。基本的にはそういうことで、公民館も公民館の部署があって、その下に事務機能を持つ何とかセンターに匹敵する公民館という名前のものであっても私はいいと思います。そういうことを主体に議論してもらわないと、部屋が貸し部屋だからどうのこうのと、こんな問題だけじゃ私はないと思っております。

そんなところを口頭で今言いましたが、必要であれば文書でまとめますので、いつでもお出しします。以上です。

國分委員長
林公民館長

ありがとうございました。

今、庶務係長、それから菅沼委員のほうから提出された資料のご説明がありました。公民館としましては、提出した資料のとおり公民館本館機能のあり方についてということで、地域課題解決を通じた地域づくりの中心的役割を果たすためにというこの4つの項目を目的としまして、四角の囲みの中、新庁舎・（仮称）新福祉会館に公民館本館の執務機能と、ミーティングスペース等を整備することを目指しますというところではあります。

2番についてはこちらの詳細なご説明ということになっておりますので、こちらをごらんいただいた上で、この囲み、今、課題解決の方策というところをご承認いただきたいと思っております。

それから、菅沼委員の資料で言いますと、まず我々としては、確かにこの資料については事前に提出いただいて打ち合わせはしております。ただ、これら全てについて公民館も了としているところではございません。

まず、一つ基本的なところとしましては、公民館としましては新庁舎については本館の執務機能を入れるということで、専用施設については想定しておりません。ミーティングスペースはこちらを共有ということになっております。

それで、菅沼委員の資料の2ページ目、3のまとめというところでちょっとお話しさせていただきます。こちらについても前回の会議録からまとめさせていただいたところですが、公運審の委員さん全体でこういう考え方になったとは私どもは思っておりません。

1つずつ言っていきますと、まず1つ目の黒ポチです。行政の案の公民館本館の執務機能とミーティングスペースとは、公民館本部機能と前原、中町地区公民館機能の2つを包含するというので、こちらについてもミーティングスペースについて前原、中町公民館機能というふうに言っているのかと思いますが、こちらについても専用施設というよりも機能ですよね。例えば、前原、中町地区の方が公民館事業について相談に来たときに職員とミーティングスペースを使って相談等ができるというような意味合いでしたら、こちらもよろしいかなとは思いますが。

それから、次、新市庁舎内に、公民館本館機能の達成のためのスペースを確保するというのは、こちらは公民館側のほうで書いてありますミーティングスペース等を整備するというところに含まれるので、こちらとしましてはまだ新庁舎についても設計等が未定でございますので、必ずこれを確保するというところを確実に実行するというところが確約できないとこの案を承認されないというのはちょっと厳しい話で、こちらについては今日、公運審の委員さんの多くの方のご意見をお聞きしたいと思っております。

それから、この黒ポチの最後、講座の実施は、新福社会館の市民活動スペースを使うということで、これは新福社会館の市民活動スペースというものは多目的室ということだと思いますので、こちらはその予定ではおります。

それから、新福社会館の市民活動スペースの機能、使い方の検討、これも新福社会館については公民館の所管ではございませんので、必要な要望等についてはこちらとしてもその都度、意見、要望等は言っていきたいという、そういう表現にとどまるのかなと思っております。

それから、ここ、新市庁舎内に公民館本館を置くとなりますと、やはり専用施設という意味合いが強くなるのかなと思っております。何度も繰り返しになりますけれども、公民館の専用施設は置く考えはございませんので、条例上も新庁舎の場所に公民館として位置づけられる公民館はなくなるという予定になっております。

一番下、並行して、公民館本館の呼称、これは部署の呼称という意味であればこれでよろしいんですけども、専用施設という意味合いでこのまま3のまとめのとおり確認されると、なかなか我々としても難しいのかなと思っております。

全体的にこのまとめについて言いますと、確認事項を確実に実行することを附帯事項というふうにされると、所管外、権限外のことも多く含まれますので、以下の事項の可能なところを実現に向けて公民館として調整に努めてくれというような形の表現にしていただければ、こちらとしてもそれに向かって進んでいけるのかなと思っております。

あと、それから、これは前回の菅沼委員の資料で、皆さんお持ちでないかとは思いますが、私のほうから説明とか指摘をするのは、ほんとは違うのかもしれないけれども、ご承知で記載されたのかもしれないけれども、新福社会館の多目的室のスペースと旧福社会館のとき

の旧公民館本館の面積を比べているんですけれども、新福祉会館の多目的室は活動できる部屋の面積の合計として710平米で、参考として旧公民館本館は671平米と出ているんですが、これは共有部分も含めた公民館全体の延べ床面積でして、学習室等の活動するスペースとしては321平米になりますので、比べるのであれば710平米と321平米を比べるのがほんとうかなと。これは菅沼委員の資料なので、私のほうから言うのは申しわけない部分はあるんですけれども、一応指摘させていただきます。

以上です。私の発言も踏まえてご議論いただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

菅沼委員

すいません、最後の指摘については、全体の共有スペースを含んで671平米というのは確かです。市民活動スペースの710平米の中に共有スペースを含むのか含まないのかというのはわかりません。ですから、671平米で私は考えました。あの710平米というのが全部会議室なのか、共有スペースも含んでいるのかというのは、私ははっきりわかりません。だから、もう一回ここで言いますけれども、私の言い方は、671平米が共有部分も含んだ面積、学習室等の面積は321平米、それで統一してください。

ただ、市民活動スペースの中に共有スペースを含んでいないかあるかというのは、私はわからない。どっちの数字を使うかはそれによって決めてください。

あとは、私はこれは去年、前回の皆さんの意見の議事録から書いたものをこのまとめに書いたつもりです。それについて、それが私個人の意見だといつも館長は言われるんですけども、私はそれを避けるために毎回この審議会に資料を出して皆さんで議論してもらったつもりです。だから、それを私個人の意見だということで片づけるなら、私はもう公運審なんかやめます、そんな意見だったら。

國分委員長

いや、個人の意見で言うことはないでしょう。

菅沼委員

みんなで議論しようというベースを私は出しているつもりですよ。そんないいかげんな理解を館長がするんだったら、館長なんか要らないわ。

國分委員長

その辺はちょっと今の議論の中で出てきていないのでよくわからないんですけれども。

林公民館長

このまとめというものを公運審全体のまとめとするならばということです。

國分委員長

実際、こんなに菅沼さんみたいにまとめられる人は今はいない、少ないんじゃないかなと思いますけれども、渡邊さんの意見も。

渡邊副委員長

今の新庁舎の部分と新福祉会館の部分、これからできるので構造体のあれがよくわからないんですけれども、2つの建物がつながっているわけですか。

菅沼委員

今はつなげようという案のようです。

渡邊副委員長

まだわからない？

菅 沼 委 員
渡 邊 副 委 員 長

合体系にしようという案じゃないですか。

そうすると、公民館の本館機能というものがその庁舎の中に入ったとすると、ミーティングルームとかそういうホールは福祉会館のほうに行っているのですか。新福祉会館、同じ場所にできるのですか。

國 分 委 員 長
渡 邊 副 委 員 長

ミーティングルームは新庁舎でしょう。

両方、新庁舎にできるのですか。

菅 沼 委 員

フリースペースと言っているけれども、新市庁舎には先ほどの7m掛ける12mぐらいのロビーを持ったスペースを確保する。それから、講座を立案するための会議室を確保すると、それは新市庁舎に入りますと。

渡 邊 副 委 員 長
菅 沼 委 員

両方に入るということ。

講座を実施する場合は福祉会館の市民活動スペースでやればいいでしょうと言っているだけです。

渡 邊 副 委 員 長
林 公 民 館 長
渡 邊 副 委 員 長

ああ。

すいません、フリースペースの関係については菅沼委員案です。

まだわからない、これからできるのですからね。それがつながるかどうかもわからないということ。

吉 富 委 員
國 分 委 員 長

言葉の統一だけしたいんですけども。

いいですか、吉富さん。

吉 富 委 員

新福祉会館の多目的室というのと、菅沼委員はその多目的室のことを市民活動スペースと表現されているので、これは同じですか。

菅 沼 委 員

はい。市民活動スペースには多目的室とマルチスペースと家事実習室、その3つを含んで市民活動スペースと言っています。

吉 富 委 員

市民活動スペースということは決まっているものなんですか。

菅 沼 委 員

決まっています。新福祉会館の計画書に出ています。

吉 富 委 員

その3つが含まれています？

菅 沼 委 員

3つが含まれると。それで、その3つを含んで710平米だと言っているんです。

吉 富 委 員

ありがとうございます。

渡 邊 副 委 員 長

もう一つありますが、公民館が何でこんな苦勞しているかということ、今の市長がいろんな施設を全部、蛇の目の跡地に建てると、選挙公約したのですが、私、新聞ベースしか情報がないのでわかりませんが、ある日突然ゼロベースにしてしまって、白紙撤回しましたよね。何で公民館が入っていないのかとちょっと不思議でしたが、それが結構大きな問題で。ほかにどういう施設があるかわかりませんが、ほかが既に入っているような感覚を受けおられます。公民館だけがちょっと出おくれていて、後から、言い方は悪いですが、少し皆さんの努力で入れるかなという感覚なんです。

ほかの施設はどういうものがあるか、その全体像がわからないと公民館だけで一生懸命議論しても、決定権もなければ、ここで皆さんが何か結論を出したとしても、その大もとは別のところにあるので、その説明を受けないとあまり意味がないと思います。ちょっと全体像の説明をお

願います。

國分委員長
渡邊副委員長
菅沼委員

今までののが全く無駄になるということですね。

それがわからないと、皆さん集まっていたいて議論してもね。

新福祉社会館に何が入っているかというのは前にも何回も説明しているんですが、基本的には保健衛生と福祉関係の各関連諸課、コミュニティ文化課、地域福祉課、自立生活支援課、介護福祉課、子育て支援課が入ります。

その下に、何とかセンターというものが9つできます。それが窓口の事務機能です。そこでその日暮らしの情報とか苦情とかそういうのを受けるセンターを幾つかついています。それが9つですね。それから、各種健康相談室とかもあります、基本的にはその9つのセンターを使って窓口業務をやって、市民活動をしていこうと、そういう活動です。

國分委員長
渡邊副委員長
菅沼委員

それは出ているんですけども。

ただ、公民館が廃止になってしまいます。

このときに、前も言われたんですが、なぜ新福祉社会館に入れないかというのは、前生涯学習部長が、公民館機能は別途に考えると、新福祉社会館には公民館は入れませんとはっきり言っています。それで、なぜかという理由についての説明はありませんでした。

國分委員長
渡邊副委員長
國分委員長

それは前にも出ていて、今その話になると全く今までののがゼロになっちゃう形なので、現状をちょっと把握してください。

ただ、全体像をわかっていないと無理だと思います。

全体像は、要するに公民館は福祉社会館には入らない、やっとな新庁舎に本部機能として場所をとれそうだというぐらいのものじゃないですか。

渡邊副委員長

だから、その立場を皆さんが共有していないと議論がかみ合わないと思います。

國分委員長
菅沼委員

この拠点を何とかしなくちゃいけないというのが重大じゃないかなと思うんですけども。

歴史的に言うと、旧公民館本館は閉じた時に仮移転にして、旧本町分館は休止にしますと。それで、いずれ対策を考えますというのがその旧福祉社会館閉館のときです。その後、公運審でどういうふうにするかという答申が出て、基本的に本館をつかって5館体制にしろという答申がありましたと。

それに対して、今回は新市庁舎にそういう公民館本館まがい——私は本館という建物を言っているんですが、そういう公民館本館をつかって、今の本館を活動場所に含んで使って、なおかつ新福祉社会館に講座の実施場所を設けるということは、例えば、今、仮本館が苦勞しているのは、場所がないので第一小学校を借りたり、貫井北分館を借りたりしているわけです。そういう場所がないというのが一番の大きな問題なので、今回、新福祉社会館の中の活動スペースを使わせてもらうというのは非常にありがたいなど。

それから、公民館本館というものをきちんと一つ位置づければ、仮の公民館本館と休止中の本町分館を整理して中央の市庁舎に公民館本館

をつくれれば、その2つの問題は解決できるわけです。そうじゃないと、今、仮本館のままでいって、それから休止中の本町分館をそのままにして、いつそれを解決するんだというのが今回いいチャンスだと私は思ったんです。だから、新市庁舎に本館をつくれれば、そういう2つの今の仮と休止中の公民館はなくしても市民感覚では納得するだろうと。

ところが、新市庁舎には本館という名前は入れないと、何かわからない機能だけ入れますと。それで市民感覚、納得するんですかと。機能だけ入れて、地区の4つの分館だけにしますと。今まで公民館は6つあったのに、それで納得するんですかというのが私の一番の心配です。だから、新庁舎に公民館という館をつくりなさいと言っているわけです。

國分委員長 それはもう何回もやっていることなので、現状を把握して、公運審はどういう立場で承認していくかということを決めないといけないんですけれども、どこが違うのという感じなんです。

渡邊副委員長 私は公民館という名前にこだわる必要は全然ないと思う。むしろ、そういう場所が使えるかどうかのほうがはるかに重要だと思います。

國分委員長 名前はとりあえず、検討するでいいんじゃないですか。

渡邊副委員長 あんまり名称にこだわり過ぎると元も子もなくなるような気がする。

國分委員長 今、ちょっとこっちが行政寄りになっちゃうと言われるかもしれないんですけれども、一応……。

渡邊副委員長 **なぜこだわるのかよくわかりません。**

國分委員長 この行政案、当日配付資料の行政のほうから出された中で、今、活動を進める上でやりにくいとおっしゃった部分がありましたよね。菅沼さんの案の大筋はいいんですけども、まとめの1行目のところで、確実に実行するという文言があることが上に交渉するときやりにくいというようなのがあって、実現に向けて調整することをというふうに表現を変えればオーケーということじゃなかったですか。

林公民館長 権限外のことについてはそういう整理でいいかと思うんですけれども、公民館本館を置くというところは、これは今、菅沼委員がおっしゃっていたように館を置くという表現も今されていまして、専用施設は持たないと考えておりますので、この部分については実現に向けて努めるということにはなりません。

國分委員長 館じゃなくていいんですよ。だって、共同スペースでいいと、菅沼さんいいと言っていたじゃない。館は無理じゃん。だから、菅沼さんの表現とそんなに違わないように私は思えるんですけれども、ほかの方は。

畠山委員 館という名称にこだわらなければ、要するに最終的には機能なんですよ。どういう機能を持たせていくのかと。機能で一致すれば、そんなゴチャゴチャにはならないと思います。

國分委員長 機能を押さえていけば、前原、中町地区というか、要するに旧福祉会館でなくなっちゃったところも生き返るというふうに考えられると思うんですよ。

畠山委員 そうですね。

國分委員長 だから、どこをそんなに菅沼さん、何ていうんですか、どこでこだわ

らなくちゃいけないのかよくわからないんですけれども。別に、行政から出されたやつで実質的には何も違いがないと思うんですけれども。

畠山委員

ないですね。

國分委員長

ほかの方、何か言ってください。

畠山委員

ないということですよ。

國分委員長

ないと思いますよね。

畠山委員

そのとおりだと思いますよ。

國分委員長

要するに当日配付資料1の行政から出たもので、菅沼さん、具体的にこの案のどこをどう修正すべきと思われますか。

菅沼委員

だから、私はさっき言いましたように、今後検討する想定課題なんて、こんなのは全然もうレベルの低い課題だと。もっときちんとやるのが3つあるでしょうということをさっき一つ申し上げました。だから、どっちにするかというのはもうちょっと基本的なことでやらないと、貸し館業務がどうのこうのって、こんなレベルの低い話じゃないと私は思うんですよ。さっき3つテーマを上げました。それをベースにしてやってください。

それから、あとは、やはり本館機能というもので逃げちゃっていいのかというのは議論があると思いますよ。公民館は地区の4館だけでいいんですかと。あと、本館機能は市庁舎にありますと、それで今まで活動をしてきた人が満足するかというところが一番問題だと思うんですよね。6館あったのに、何か4館になっちゃったのというふうになっちゃいますよね。

國分委員長

いや、それはないんじゃないですか、これで別に、私はそういうふうには思えないんですけれども。

菅沼委員

だから、機能というものを1館とみなすかどうかですよ。

國分委員長

みなしていいんじゃないんですか。だめなの？そこで実質活動していけばいいんじゃないの？

林公民館長

活動場所が確保されているというところをご理解いただいた上で。

渡邊副委員長

実質的には6館ですね。内容的には。名前は違うけど。

畠山委員

そう。内容的にはそういうこと、内容的にはそのとおりです。

國分委員長

場所としてはね。

菅沼委員

内容的には全部残す形でね。

渡邊副委員長

だから、どっちをとるかです。

菅沼委員

ここで今日結論を見なけりゃそれについては並行して検討しましょうというのがさっきの附帯事項の一番下でしょう。

國分委員長

ただ、今現実的に上のほうと調整しているわけでしょう。それで、実際にはその場所さえももらえないかもしれないぐらいの部分があるわけじゃないですか。それに対して、あまりにも何ていうんですか、主張を言ってもどうしようもない。

菅沼委員

今日この場で5館にするのか、4館にするのかという議論をしてもしようがないから、だからさっき、私の一番下には並行してその呼び方とか体制についてはさらに議論していきましょと、そういうことでいい

国分委員長 じゃないかと。
 菅沼委員 それはもう、呼び方とかはしようがないですよ。だから、何しろ本部機能、要するにゼロだったものが新庁舎に場所をとれるかどうかという。
 菅沼委員 ゼロじゃないよ。今、仮本館というものがあるんですよ。仮本館の機能が新市庁舎に移るということですよ。そうしたら、新市庁舎に公民館本館と名前をつけてもいいじゃないかと私は思うんだけどね。
 国分委員長 新市庁舎に入れるかどうかは大丈夫なんですか。
 林公民館長 これからです。
 国分委員長 現状維持にしろという可能性だってあるんじゃないかと。
 林公民館長 こちらが出した案で皆さんにまともなだけと、中の調整も進められないのかなというのはあります。
 菅沼委員 私はさっきまとめたやつの最後に、並行して検討するというのが入っているんだから、それでいいじゃないかと思うんです。
 国分委員長 それでよくて、確実に実行するという附帯事項はちょっとつけにくいという行政の、館長のほうが……。
 林公民館長 しかも、専用施設がないというところを確認いただかないと。
 国分委員長 それは確認しているじゃないですか。この間も菅沼さんは。
 林公民館長 条例上も新市庁舎には位置づかないというところになりますので、専用施設がないというところを条例も含めた形です承していただくという、あくまでも機能というふうに考えていただければ……。
 平野委員 今、聞いていて単純に思ったんですけども、ということは、公民館、行政のほうがかうしてほしいということをごここでまとめないと先に進めないということですか。ここの意見は出てこないということですか。ここで話し合う意味はないということですか。
 国分委員長 そうなっちゃうんですよ。
 平野委員 なっちゃういますね。そうしないと今の話の内容はできないって話でしたよね。こちらの言っていることで言ってくれないと、ここでまとめてもらわないと先に進めないんですという話でしたもんね。
 林公民館長 公民館の権限で決められないことも含まれますので、あのような言い方になってしまいましたけれど、我々としてはこちらの出した案を了承していただきたいというところがもちろん基本になりますので。
 菅沼委員 全然話し合いにならないんですね。
 平野委員 この集まりは何でしょうね。
 菅沼委員 公運審というのは行政が出した案を承認する機関でもないし、市民の代表として意見を述べてまとめるのがあれだから、それが行政と違ってたってそれはいいんですよ。と私は思うんですよ。市民の代表として来て、市民の意見をまとめているんだから、こういう意見がありましたと。それに対して行政はこれしかできないと。こういうふうにやっていますとか、そういう違う意見があったって私は構わないと思うんです。ここで行政の言うことをちゃんと聞いてそのままにしないということは、私はそれだったら公運審なんて要らないよということになるわけなん

ですよ。だから、公運審としてこういう意見ですよとまとめて、それが行政と若干違おうと、それはしようがないんですよ。市民目線からいったまとめが公運審のまとめなんだから。その後は、その意見の違いをどうやって調整していくかという場に戻らなきゃしようがないんですよ。

國分委員長 　だから、初めから行政の言うことを聞けというんだったら公運審要らないよ。こんな高い金払って何やっているんだと、こういうことになる。そういう話になっちゃうんですけれども、結局どうしたらいいんですか。このままで出してよければこれで。皆さんの意見は。

畠山委員 　委員長、附帯事項をつければいいんじゃないですか。菅沼さんの言ったように。

菅沼委員 　だから附帯事項つけました。

國分委員長 　附帯事項ついているんです。

畠山委員 　それでいいじゃないですか。

菅沼委員 　と思うわけ。

國分委員長 　だから、それを確実に実行するという……。

菅沼委員 　不確実に実行するんですか。

國分委員長 　いやいやいや、なるべくというか、要するに実現に向けてほしいという言い方で、まずいですか、それは。

中川庶務係長 　結局、今、話の最後の焦点となっているのが、公民館という名称を残すのか、それとも残さないのかが……。

國分委員長 　残すのはこの間言いましたよね。

中川庶務係長 　こちらで考えたのは3番のところということで、まずはそこよろしいんですよ。

國分委員長 　公民館は、企画室でもセンターでも、ついてもいいから公民館という3文字は残せというのは、この間もう決めたんですよ。それはいいですか、公民館残して。

吉富委員 　中川さんがまとめてくださったこの1と2の違いは確認したほうがいいですよ。今おっしゃっているのは1のほうじゃないんですか。

國分委員長 　1というのは？

渡邊副委員長 　名称ですよ。

吉富委員 　2の2の3、今後検討を要する事項についての、公民館というのみの名称を残すのか、公民館の後に何かつく名称を残すのかで1と2が分かれていますよね。

國分委員長 　この間までのお話だと、2でほぼ、別に異論はなかったと思うんですが。

吉富委員 　ただ、前回の議事録の最後のまとめを見ると、この案、1でいくということになっています

中川庶務係長 　続けてよろしいですか。

吉富委員 　1でいくということで、それが無理だったら2にいくというような、そういう話でした。

國分委員長 　ああ、そういうことですね。

吉富委員 　はい。

中川庶務係長 たしかそういうふうに吉富先生のほうからまとめていただいている議事録になっているかなと思うんですけども。菅沼さんからお出しいただいているこの当日配付資料の3のところについても、最後、1にするのか2にするのかを今後検討課題とするというふうにいただいているものかなと思っております。

おっしゃるとおり、公運審と行政側の意見が異なっているけれども、どちらかを必ず選ばなくちゃいけないのかということ強いる場ではないとは思っておりますが、1点だけ、菅沼さんからいただいている資料の3のところ。「確実に実行すること」という条件がついてだと、我々としては、確実に実行することがお約束できないというところなんです。実現するように努めるんですけども、これを絶対に成果として持ち帰ることを約束しなさいと言えない立場があります。

畠山委員 中川さんのおっしゃる通りに、確実に実行するんだという断定のほうにいてしまうと、そういう問題が起きますよね。それはあくまでも提案として入れておかないと、確実にやりますよとなっちゃうと、そっちのほうが先行しちゃいますから。

中川庶務係長 なぜできなかったんだということになってしまう。

國分委員長 実現に向けて調整というか、努力するというところで、菅沼さん、構わないですかね。

菅沼委員 もう委員長、まとめてください。

國分委員長 そこだけ、ちょっと菅沼さんの案で、その辺は案を確実に実行するところをやっぱり現実的というか、実現に向けて努力するとか、調整するとかという表現で構わないでしょうか。

畠山委員 そうそう。そんな感じでね。

國分委員長 いいですか。

菅沼委員 私だけ反対してもしょうがない。いいですよ。皆さんがいいと言うんだったら。

國分委員長 反対意見もあるかぐらいいは言ってもらってもいいけど。

菅沼委員 いいですよ。だから、皆さんがそれでいいと言うんだったら、公運審のまとめでいいですよ。はい。それで終わりにしよう。

國分委員長 それでいいですか、それで。それで附帯事項をつけて。

平野委員 「確実に」ではどうしても前に進めないというのだったら、仕方がないかなと思います。それじゃなきゃ先に進めない、残せないというのなら、仕方がないかなという。

林公民館長 権限外のことも含まれておりますので、例えば福社会館についてのことになると。

國分委員長 はい、わかります。だから、正確に表現しなきゃいけないんですよ。でも、考え方は別に、そんなに変わっていないとは思っています。

菅沼委員 皆さんがそれでよければいいですよ。

林公民館長 そういった表現と、専用施設を持たないというところを確認していただければ。

國分委員長 専用施設を持たないのは、この間も確認しているからいいんじゃない

ですか。

吉 富 委 員
國 分 委 員 長
渡 邊 副 委 員 長
國 分 委 員 長

専用施設を持たないというのは、もう菅沼さんもご了解。

確認しておられますよね。

もう一回、聞いたほうがいいです。

専用施設はもう無理なんだっていうことでいいですか。それはご確認
ください。

吉 富 委 員

あと、1の公民館という名称をつけるということは、やっぱり場所を
どう確保するかということに絡んでくるので、もしこれを主張するな
ら、もうちょっとメリットも書かないといけませんよね。公民館とつ
けてどうなるか。

場所を広くとれるということにメリットはあると思います。ただ、実
際に今、見えていないこと、例えば、市民活動スペースで、音を出した
り、料理したり、工作したり、外に出ることもあるかもしれないですよ
ね。そういう活動に適した場所かどうかはまだわかりませんよね。だ
から、広くとるということだけを目的にせずに、市民が活動を楽しくや
れるような場所を確保するという視点も重要かと思いました。

國 分 委 員 長

じゃ、そういう含みを入れていただいて、館長のほう、よろしいです
か。そういうまとめで。

菅 沼 委 員
國 分 委 員 長

委員長、もうまとめましょう。

いや、まとめはだから、要するに今の話で、それで1、名称について
も何ですか、こっこの館長から出された資料の3の1の2の呼称につい
ても、この間の議事録に従っていただければいいということ。

菅 沼 委 員
國 分 委 員 長

議論しましょうということになったんでしょう。

それで、ここの菅沼さんの案では、検討しようというふうになっ
ているので、そのぐらいでどうでしょうか。皆様、問題な何か？

林 公 民 館 長

平野委員からも前回ありましたけど、「館」とつくとはやはり借りられ
る施設があるのかなと思われるというのがありますので、誤解がないよ
うな名称には最終的にはしていきたいと思います。

國 分 委 員 長
中 川 庶 務 係 長

大体、じゃ、そういうことでいいですか。

すいません、蛇足かもしれないんですけども、「さらに検討する」
で、とりあえず一旦お預かりできると思うんですけども、今回、34
期の最後なんですね。つまり、35期にこれを投げるか、それとも、こ
れは一旦、公運審としてはここまでの結論を出して、私、以前、中長期
計画のスケジュールということでお配りしていると思うんですけども、
35期まで中長期計画の策定は続く予定でスケジュールを組んでい
るんですね。なので、公民館の名称、新庁舎に入るであろう「(公民館)」
の名称の検討を35期に継続するのか、それとも、34期はここまでの
結論として、公民館側として中長期計画として検討したい内容がほかにも
ありまして、35期は名称はともかく、ほかのものを先にやるという
ようなことでよろしいかどうか、ちょっとそこだけ確認させていただ
いたらと思うんですけど。

國 分 委 員 長

ということなんですけど。

菅 沼 委 員 名称はこっちに置いておいて、あと機能だけですよね。

中川庶務係長 名称は、まず34期の結論はここだということでもとめさせていただいて、35期からはちょっと別の話をしてもらいたいですかね。

平 野 委 員 ほかの話し合いたい内容というのは何でしょうか。

中川庶務係長 今ちょっと皆さんスケジュールを持っていないと思うんですけども、お出ししているのが、業務委託についての検討と、有料化についての検討について、中長期計画を策定する中では、その2つについても確認したいなど。中長期計画の検討事項の一番重要なところということで、今回、時間をかけて話し合ったのが、最初の本館機能のことだったんですね。ここまで話し合っていたら、さらに検討するということころを34期の我々の結論ということでもとめてよろしいですか。それとも、さらに検討するということころで、35期はここから入ることにするか。できたらちょっと一旦まとめさせていただいて、35期からは、ほかの内容についても触れたいなど考えておるところなんですということなんです。

國分委員長 別にいいんじゃないですか。ここで一旦まとめでいいですよ。

吉 富 委 員 例えばそこで一旦まとめて、次の期に1でも2でもなく、公民館という名前がもう消えてしまったという状態だったら、そこからスタートですか。

國分委員長 いや、それはまずいでしょう。何のためにやってきたのか。

中川庶務係長 それだとほんとうに預かっておいて、ブラックボックス内で決めたという感じになってしまうので、おそらく次、35期が始まるのが9月からなんです。そこまでに結論が出せるのかなと個人的に思っていますので。

吉 富 委 員 議論が必要ならね。議論が必要なら。

菅 沼 委 員 公運審としての意見は、先ほど公民館という名前を残すのか残さないのか、それは並行して議論しましょうというのは書いてあるでしょう。

國分委員長 はい。

菅 沼 委 員 そこで並行して議論するということは、また新しい事実がいろいろ出てきたときに検討すべきであって、今回は今期で終わりなんだから、その議論は今回、並行してまたあればやるというぐらいにして、もう終わりにしたらどうですか。新しいテーマを次にやったらどうですか。

あと、先ほど言われた新しいテーマについては、公運審の答申がもう出ているんだから、その答申をさらに検討しなきゃいかんのかどうか、それは事務局で考えてください。結論を出しているんだから、それをまたやる必要はあるのかという気がするんですよ。今回もせっかく公運審で5館にしようという結論を出しているのに、1年かかってこんなやってきたわけですよ。そうしたら、答申というのは何だということをよく考えて、それから、次の計画を立ててもらいたい。

國分委員長 よろしいですか。菅沼さんの案で異論がある方はいらっしゃいますか。

菅 沼 委 員 確実にどうのこうのというのを少しばかせというわけね。

國分委員長 中川さんのほうはそれでよろしいですか。
 中川庶務係長 一旦ここで公運審としては、こういう意見をいただいたということ
 と、公民館側としてはこう考えていて、そこにはやはり検討事項として
 残ったという形でまとめさせていただきたいと思います。
 國分委員長 次の課題も、答申をもう一度踏まえて出してきてくださいということ
 でよろしいですか。
 中川庶務係長 そうですね。はい。
 畠山委員 だから、菅沼案も盛り込んでおいて、次のときもあわせて検討するな
 ら検討していくと。基本的には本館側の説明がベースになると思いま
 す。
 國分委員長 それでいいですか。じゃ、中長期計画については、一旦というか、こ
 れで終わりにします。

3 審議事項

ア 公民館事業の計画について

國分委員長 審議事項、公民館事業の計画に移ります。説明は館長ですか。
 林公民館長 お手元の送付資料3です。公民館事業の計画をごらんください。今回
 は本館3件、東分館2件、緑分館2件、貫井北分館が5件の計22件の
 事業を提出しております。ご意見等ありましたらお願いいたします。
 國分委員長 公民館事業の計画について、ご質問とかご意見ありますか。一応、な
 ければ次に。
 林公民館長 続いてよろしいですか。
 國分委員長 続いて、その他。
 林公民館長 その他ではなくて、すいません、公民館事業の続きで、市民が作る自
 主講座の関係で、送付資料4です。
 まず、お配りした資料の訂正になるんですけども、A4が3枚ありま
 して、2枚目の裏面です。男女共同参画部門の5番目ですね。「はけの
 道父母の会」。この事業の一番右側の事業の承認、非承認というところ
 の欄が抜けていまして、ここは「可」です。
 國分委員長 「可」ですね。
 林公民館長 続いてなんですけども、そのページの下のほうに行って8番と9番。
 ここも可否の部分で8番については「否」となっていますが「可」で、
 9番については「可」となっていますが「否」になります。記入を間違
 えてしまいましたので訂正をお願いします。
 その上で今回、市民が作る自主講座については、一般部門は10件、
 男女共同参画部門は12件、申請がありまして、一般部門のほうは全て、
 男女共同参画部門については10件、承認いたしました。
 非承認となった理由につきましては、こちら資料にもありますけれど
 も、3番については、同一部門に同じ代表者が設立した団体であるが、
 同様の講座ということになったので、
 國分委員長 9番ですか。10番？
 林公民館長 男女共同参画部門の9番です。先ほど可否の訂正をさせていただいた

ところですけども、非承認の理由としては、申請はしたけれども、後に辞退されたということです。

國分委員長
菅沼委員
中川庶務係長
菅沼委員

この上のほうの講師謝礼000というのは。
これは8,000円と1,080円のミスプリですね。
すいません。印刷が潰れてしまって。
講師が8,000円で、保育料は1,080円。ミスプリ。こんなものは早く直しとかなきゃだめよ。

國分委員長
菅沼委員

随分たくさん応募があったんですか。
1件、内容についていいですか。さっき同じ代表者が別の団体であったためと言いましたが、もう一つは何だったんですか。「小金井プラン・ドゥ」というのは、ほかにあと何を計画したんですか。それがよくわからないけど、同じ代表者が別団体ではあるが、自主講座を開催することはいかんと判断しましたと。この講座と、あと何の講座がダブっていたんですかというのは、どうやって見たらわかるんですか。

國分委員長
林公民館長

緑分館ですね。
ほかの承認されている講座にかかわる部分になりますけれども、どうしますか。

菅沼委員

この内容がどういうことですかと。どれとどれが同じ代表者なんですかって、わかんないから。

國分委員長

ちょっとごめんなさい。館長の言っていることがよくわからないんだけど。館長が今、おっしゃったことは？

菅沼委員
林公民館長

わからなかったら調べて、次回、連絡ください。
わかってはおります。

平野委員
中川庶務係長

言えない理由は？
ちょっと待ってくださいね。特に問題は…。

國分委員長
菅沼委員

何か問題があるの？
同じ代表者が別団体ではあるが、自主講座を開催することはいかんと判断したと。同じ代表者というのは3番と、ほかにどの案件がダブったんですかというのを聞いているんですけど。同じ団体でどれをもう一つ言ったんですかと。

國分委員長
中川庶務係長

はい、お願いします。
「小金井プラン・ドゥ」の代表の方が、1つ上の「みんなの家」の代表者も兼ねていらっしゃったということで、どちらか1つにさせていただきたいということで、3番は……。

菅沼委員
國分委員長
菅沼委員

じゃ、そういうふうに書いてくださいよ。これだけじゃわかんないよ。
ちょっと疑問ですね。それでいいですか。
「否」にした団体については、十分納得して辞退されたんですねということ。基本的に数が多いからどこか辞退してもらわなきゃいかんけども、ちゃんと納得してその団体は退いたんですなど。そういう十分な説明はしてありますねということ。

中川庶務係長

庶務係長ですけども、すいません。事業係長の代理で説明させていただきますと、一般部門については10件の枠に10件の応募だったの

で、皆さん承認という形。男女共同参画については、10件の枠に12件いらっしやったんですが、講師の方のご都合がつかないということでご辞退されたのが1件。それが「ハッピー子育て」です。もう一件のほうは、代表者の方が同じ団体だったので、1つの団体が2つ枠を使うのはご遠慮いただきたいという説明を担当者からさせていただいて、1つを引っ込めていただいたという状況になっていると思います。

國分委員長 それでいいですか。納得されましたか。

酒井委員 質問いいですか。2番、3番で可と否になっているのは、団体の代表者が同じだったということなんですけれども、内容は全然違いますよね。いろいろなところで代表として活動されている方ってたくさんいらっしやると思うんですけど、内容は違っているんだけど、代表者が一緒だからだめになったという、何か理由がちょっとどうなのかなと。

國分委員長 その辺はどういう説明をされたかわからないんですけど、納得したということなんですか。

中川庶務係長 すいません、私から回答すると臆測での回答になってしまうので、別に回答させていただいてもよろしいですか。

國分委員長 はい。じゃ、後で回答してください。

4 その他について

ア 公民館事業運営委託評価について

國分委員長 一応これで議題は終わるんですけど、まだありますね。その他、公民館委託事業。

林公民館長 こちらも私のほうから。資料をお配りしてあります貫井北センターと東センターの事業評価の関係で、過去2回評価していただいたものをまとめたものになりますので、ご確認いただきまして、問題ないようでありましたら公表のほうを進めていきたいと思いますので、指摘、特記事項等、自分の言った意味合いと違うようなところがあれば申し出ていただいて、整理できたところで公表のほうを進めていきたいと思います。

菅沼委員 幾つか意見があります。事業評価の2ページ目で、公運審の委員の評価、特記事項というのが書いてありますが、これは去年はなかったんですね。今年はこのAじゃない評価をつけたときは、何でつけたんだというのをできるだけ公運審のほうは書いてあります。これは1つの進歩だと思います。そうすると、受託者のほうとかでもSとかつけておられるけど、それは何でSだったのというのも入れてもらいたいなという評価の理由ですね。それを入れないと、最終的にこれを受けた人は納得がいかないんじゃないかと。そういう点でもう少し内容の整備をしてほしいのが1点です。

もう一点は、先ほど岡本さんが、この参加率等を出されました。それから、今日、事業のまとめがありました。基本的にはこういう資料がそろってから事業評価をやらせて欲しい。去年どういう活動をしたかというのがわからないで事業評価をやったって意味がない。だから、やはり事業のまとめとか、こういうものをきちんと判断資料として出して、

その後、評価をすべきじゃないかと。

そういう意味では、何で5月、6月に急に事業評価をやらなきゃいかんのか。これを何のために使うのか。委託事業をやる、やらないを8月くらいに検討するため急ぐのだったらしょうがないけれども、判断のベース資料をきちんと出しもしないで評価しろというのはまずい。この前も言われましたけども、去年の評価の資料を出してくれとか、そういうベース資料をきちんと出してほしいと。その上で評価させてくれというのが要望です。

3点目の要望は、トータルの評価が例えば貫井北は117.58とありますが、去年と比べてどうなんだろう。今年はよくなったのか、悪くなったのか、そういうところも1つの基準ですよ。活動自体が評価するレベルもあるかもしれないけど、評価した結果として、去年よりも評価が上がったのか下がったのか。下がったら何が問題なのか。そういうことをやらないと、こんなものを出したって意味がないですよ。そういうことをきちんと、何のためにやって、どういうことをまずベースを出さなきゃいかんか。そういうところをきちんと公民館のほうで考えて、次回はやってもらいたいなと私は思います。

以上です。

國分委員長 ありがとうございます。菅沼さん、前もそうおっしゃっていましたよね。

林公民館長 ご指摘のところは十分受けとめまして、次回、出していきたいと思います。特に評価の理由を自己評価のところでも書いてもらうところがないと、なかなか評価しづらいというのは当然あると思いますので、そのあたりも。

國分委員長 それで、公運審だけの特記事項じゃなくて、受託者のものもあればという話ですね。

林公民館長 それは、ですから評価していただくところから出していかなければいけない部分だと思いはありますので。

國分委員長 次回につなげていただきたいと思います。

この点数とか、去年のとかは必要ですか。必要というか、何か連絡いただけるようだったら。

中川庶務係長 こちらは後になってしまうんですけども、確かに何回かこれで、3回はやっていますね。なので、そろそろ経年プラスぐらいは。

國分委員長 いただけたらあれですけども、じゃ、よろしくお願いします。どうもありがとうございます。

イ その他について

國分委員長 次に、その他について、何か議事録の承認のこととかあるんじゃないですか。

中川庶務係長 ちょっと事務的なお話をさせてください。議事録についてなんですけれども、今回、皆さんからご指摘いただいた修正を反映したものをお示しするのが今日初めてになってしまっておりますので、お持ち帰りいた

だいて、さらなる修正があるようでしたら、8月9日にいたします。中川にご連絡ください。それまでに誰からもご連絡がなければ、承認されているとみなしまして、ホームページにアップする手続きをしたいと思います。

國分委員長
中川庶務係長

8月9日ですね。

8月9日、金曜日です。8月9日は、9月7日の第1回研修会の参加の締め切りでもありますので、そこまでにご連絡いただければと思います。

國分委員長

じゃ、よろしくをお願いします。

それから、あれですよ。すいません、一旦これで、感想を先にいただいたほうがいいですか。あと、科学の祭典。

中川庶務係長

まだ時間がありますので。

國分委員長

ちょっと時間が押しているので、感想を。

中川庶務係長

もう一つ、すいません、庶務係長です。メールで先にご連絡させていただいておりますけれども、毎回、期の終わりに皆さんから一言、あるいは将来、これは検討で残してくださいねというのと一言について、1人、A4、1枚にまとめていただいて、みんな冊子にまとめてお配りしておりますので、それをたしか、これは締め切りを8月17日にしていると思いますが、私のほうからフォーマットでお配りしておりますけれども、そのフォーマットを必ずしも使わなくても結構ですので、手書きでも何でも1人1枚でまとめていただいて、中川にお出しいただけますでしょうか。ちょっと冊子としてまとめて、今回34期の活動の記録として残して、皆さんにお配りしたいと思います。よろしくをお願いします。

菅沼委員

それについて、今までの委員の感想というのは非常に短かったんだけど、今回、1枚と言われると、結構なボリュームですよ。1枚書こうと思ったなら。そんなに書く必要はあるのかな。

國分委員長

いや、短かったり長かったりしていますよ。

中川庶務係長

1枚の中におさまれば大丈夫です。

國分委員長

いやいや、そういう書き方もあるでしょう。詩で書くとか。

中川庶務係長

それもあります。

酒井委員

1枚というのは何字のことを想定していますか。400字？

中川庶務係長

書式で送ったものと、あれは……。

國分委員長

1,400字ぐらい書けるよ。

中川庶務係長

40×40行になっているんですね。ただ、それだとかなりみっちり書くことになるんです。それをマックスといたしまして、その中におさまるのであれば、すごく大きいフォントで書いていただいても結構ですし、ご一筆いただければ。

吉富委員

前回、回覧していただきましたよね。

中川庶務係長

そうですね。

吉富委員

あれぐらいの半分ぐらい書いている人もいるし。

中川庶務係長

はい。ほんとうに半分の方もいれば、みっちり書いていただく方もいるという感じです。

國分委員長 1,600字までいいそうです。今、どうしましょうか。ちょっとすいません、一旦これで会議終わりでもよろしいですか。どうもありがとうございました。

時間が押しているんですけど、5分ぐらいちょっと感想と、あと、これからちょっとだけつき合っていたきたいんですけど、9月22日が科学の祭典、当日であります。吉富先生は欠席と言われていますが、参加いただける方、今わかったら言っていたいただけますか。酒井さんと……。

杉山委員 1日になるか、半日になるかでしたら。

國分委員長 顔出しだけでも。弁当の数もあるので。杉山さん、いいですか。

9月22日、だめな人は。

雨宮委員 はい。

國分委員長 雨宮さん。あとはよろしいですか。

平野委員 そうそう。もう抜けているから。

國分委員長 違う人が来て。

平野委員 じゃ、行きます。

國分委員長 忙しいとは思いますが、弁当とおきます。

平野委員 ほんとうに？

國分委員長 じゃ、いいですか。畠山さんは、オーケーですか。

畠山委員 カレンダーを見たら予定が書いていないので。

國分委員長 書いて、書いて。あと、校長先生は行かなくちゃいけないですね。

國分委員長 どっちにしても大体わかりました。だめな人が2人で、あとは。

吉富委員 すいません、僕も会議、午後からあるので、すいません。

國分委員長 感想を一言、言って。

吉富委員 文書で書いて、お送りすることにします。

國分委員長 どうもありがとうございました。お世話になりました。

吉富委員 ありがとうございます。お世話になりました。

國分委員長 じゃ、ちょっと一言ずつ何か、平野さんから。

平野委員

私も初めて参加させていただいたので、公民館のことをいろいろ知ることができて、今まで講座で参加させていただいたという感じだったんですけど、そうじゃなくて内部というか、のことがよくわかって、大変勉強になりました。ありがとうございました。

國分委員長 ありがとうございます。

杉山委員 そうですね。今までは一市民として、でき上がったところに参加するという形だけだったのですが、そのでき上がったものに対してのそこまでつくりあげる奥深さみたいなものを勉強させていただいて、びっくりしました。

國分委員長 よろしいですか。

畠山委員 畠山です。公民館の役割というのが何なのかということ的前提に公運審に参加しているんですけども、これを掘り下げると学ぶ、つながるといろいろありますけども、コミュニティとかね、難しいんですよね。深掘りすれば深掘りするほど難しい。だから、多様な意見を自分の中に取り入れて、それを公運審に諮っていくと。そういうことが必要じゃな

いかなど、そんなふうに感じました。

以上です。

國分委員長
渡邊副委員長

ありがとうございました。

渡邊です。今回初めて参加させていただきまして、貫井南だけちょっと見学できなかったのが1つ残念なので、ほかは1回でも見学させてもらったので、非常に根が深くて、皆さん非常に熱心にやっていたらっしゃって、これが小金井の歴史を感じます。

ただ、世の中を見ると実質をとるか、名前を変えても生き残るかといいますか、そういうような時代になってきているのではないかと思ひまして、やっぱりこれだけ歴史があるので、うまいぐあいにもっと成長していただければと思います。

以上でございます。

國分委員長

ありがとうございました。

順番でいいですか。私も2期目ではあるんですが、十分把握できてなくて、いつも菅沼さんに助けていただいていたけど、要するに小金井の公民館活動、文化活動、社会教育活動というのが、非常に実のある形で展開しているなというのが感想で、業務委託いただいているNPOの方の努力とか、そういう企画委員のアイデアとか、ほんとうにすごいなと思ひ、感心しております。不慣れでありましたが、お世話になりました。ありがとうございます。

菅沼委員

菅沼です。私も2期目になるんですが、委員の方にレベルの差がいろいろありますので、できるだけみんなが共通に話題ができるように私は資料を出したつもりです。それが非常に迷惑だったらもうやめます。基本的にはそういうことで、せっかくここに委員がおられるんだから、委員の皆さんが公運審というのはどういうものだと理解して、どんどん意見を言って、それが市民目線の意見として行政に反映されていくというのが非常に大事だと思うので、そういう意味で私は一生懸命資料をつけたつもりです。よろしくお願ひいたします。

國分委員長
雨宮委員

ありがとうございます。

雨宮です。博学のある皆さんと一緒に、こういう場にいさせていただいたということは、私の人生において最大の幸せ者だと思います。これからは皆さんのお知恵をいろいろ、今でもまだわからないところがいっぱいあるんですけど、1字1句がみんな、何か言ったことが問題になるような私の言い方なんですけども、難しいところへ来たなどは私も思っております。これからどうなるかわかりませんが、皆さんの足を引っ張らないようにやっていきたいなと思っております。よろしくお願ひします。

國分委員長
平野委員

ありがとうございました。

平野です。現役で働いている世代としては、公民館とか市民講座ってほんとうに縁のないところなんですけれども、でも、子育ての世界とか、高齢の福祉の世界だと非常に重要なところにかかわってくるので、こういうところで真剣に話し合っ、行政と意思疎通できなくても真剣に話

し合って、話をちゃんと持っていかなきゃいけないというのがすごく重要なことだなと、実際にやってみてほんとうに思いました。なかなか話も通じないなと思いました。ありがとうございました。

國分委員長 どうもありがとうございました。

林公民館長 私も4月から来まして、ほんとうに力不足でご迷惑かけてばかりだと思えますけども、来期についても残る方もいらっしゃると思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

國分委員長 ありがとうございました。

ほかに、よろしいですか。遅くなりましたが、お疲れさまでした。

— 了 —